

◎新潟県告示第923号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務
所用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年10月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 一般国道 459号
- 2 供用開始の区間
東蒲原郡阿賀町日出谷字中村甲3732番3 から同郡同町日出谷字八郎地甲4052番3 まで
- 3 供用開始の期日 令和7年10月7日